

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

修正案	改正案	現行
<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第七条）</p> <p>第二章 返還実施計画等（第八条 第十一条）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十二条 第十八条）</p> <p>第四章 総合整備計画等（第十九条 第二十五条）</p> <p>第五章 拠点返還地の指定等（第二十六条 第二十八条）</p> <p>第六章 特定給付金の支給（第二十九条）</p> <p>第七章 雑則（第三十条 第三十二条）</p> <p>第八章 罰則（第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的</p>	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条）</p> <p>第二章 返還実施計画等（第七条 第九条）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十条 第十六条）</p> <p>第四章 総合整備計画等（第十七条 第二十三条）</p> <p>第五章 特定跡地及び大規模跡地の指定等（第二十四条 第二十六条）</p> <p>第六章 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第七章 雑則（第二十九条 第三十一条）</p> <p>第八章 罰則（第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者等の生活の安定及び福祉の向上を図りつつ、駐留軍用</p>	<p>沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>

とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者等(所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。)に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。

三 (略)

(基本理念)

第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によつやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄

地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もつて沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者等(所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。)に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。

三 (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

三 (略)

県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。

2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならぬ。

3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 沖縄県及び関係市町村は、基本理念に

第三条 国は、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化を図る責務を有する。

(国の責務)

2 国は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 沖縄県及び関係市町村は、この法律の

(新設)

(新設)

<p>第二章 返還実施計画等</p>	<p>のつとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第六条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相互に協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等の協力)</p> <p>第七条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第二十条第一項の市町村総合整備計画及び第二十一条第一項の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p>	<p>目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第五条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相互に協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等の協力)</p> <p>第六条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十八条第一項の市町村総合整備計画及び第十九条第一項の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p> <p>(削る)</p>
<p>第二章 返還実施計画等</p>	<p>目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第三条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地の所有者等の協力)</p> <p>第四条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p> <p>(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)</p> <p>第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。</p>	<p>目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第三条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地の所有者等の協力)</p> <p>第四条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p> <p>(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)</p> <p>第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。</p>
<p>第二章 返還実施計画等</p>	<p>目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第三条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地の所有者等の協力)</p> <p>第四条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p> <p>(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)</p> <p>第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。</p>	<p>目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国、沖縄県及び関係市町村の協力)</p> <p>第三条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。</p> <p>(駐留軍用地の所有者等の協力)</p> <p>第四条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。</p> <p>(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)</p> <p>第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。</p>

(返還実施計画)

第八条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第三十一条第二項において「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条及び第十一条第一項において「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・一一（略）

三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をすることをした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

四 第一号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方

(返還実施計画)

第七条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第三十条第二項において「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条において「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・一一（略）

三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をすることをした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

四 第一号の区域において土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第一条第一

(返還実施計画)

第六条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・一一（略）

三 その他政令で定める事項

<p>法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針</p> <p>イ 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。ロにおいて同じ。）による土壌の汚染の状況</p> <p>ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況</p> <p>ハ 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p>ニ 廃棄物の有無</p> <p>ホ その他政令で定める事項</p> <p>3 (略)</p> <p>4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 前二項の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出する</p>	<p>項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類による土壌の汚染の状況その他政令で定める事項について国が調査を行う必要があると認められる場合にあつては、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針</p> <p>3 (略)</p> <p>4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 前二項の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出する</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に</p>
---	---	--

<p>第九條 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすもの）のうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十</p>	<p>（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせん）</p>	<p>ことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。</p> <p>8 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。</p>
<p>第八條 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすもの）のうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十</p>	<p>（調査及び測量）</p>	<p>ことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>8 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。</p> <p>（削る）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第七條 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に感じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。</p>	<p>に、それぞれ意見書を提出しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前四項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。</p> <p>（駐留軍用地を返還する場合の措置）</p>

二条第一項において同じ。)又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に關してあつせんを申請することができる。

2 国は、前項の規定によるあつせんの申請を受けた場合には、当該申請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に關するあつせんを行わなければならない。

3 国は、第一項の規定によるあつせんの申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあつた場合には、あつせんの状況について通知するものとする。

(給付金の支給)

第十条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く。第二十九条第一項において同じ。)の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日(以下この条において「引渡日」という。)以後引き続き当該土地を使用せず、

条第一項において同じ。)又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に關してあつせんを要請することができる。

2 国は、前項の規定によるあつせんの要請を受けた場合には、当該要請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に關するあつせんに努めるものとする。

(給付金の支給)

第九条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の円滑な利用の促進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日(以下この条において「引渡日」という。)以後引き続き当該土

第八条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く。)の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日(以下この条において「返還日」という。)の翌日から三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下この項、次条第二項及び第二十九条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。）により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（引渡日の翌日から起算して三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかつた場合にあつては、三年間）の日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等に

地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下この項及び第二十七条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。）により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（引渡日の翌日から起算して三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかつた場合にあつては、三年間）の日数を乗じて得た額から引渡日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等に

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかつた場合にあつては、三年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等に

<p>2 前項の補償金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により</p>	<p>（支障除去措置の実施期間中の補償金） 第十一条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受けた日（次項において「返還日」という。）後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払つものとする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>ついて支給する給付金の額は、三千万円を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円を限度とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 (削る)</p> <p>4 (略)</p> <p>ついて支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>ついて支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。</p>
	<p>4 (調査及び測量)</p> <p>第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができる。</p>	<p>4 (略)</p> <p>ついて支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。</p>

使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金。）の一日当たりの額に当該土地を使用することができない期間の日数を乗じて得た額とする。

第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十四条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議

第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地の指定)

第十条 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十一条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の促進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議

(新設)

<p>するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。</p> <p>5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定駐留軍用地の区域を変更するものとする。</p> <p>6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地の全部又は一部の区域がアメリカ合衆国から返還された場合には、直ちに、その指定を解除し、又はその区域を変更するものとする。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、第五項の規定による特定駐留軍用地の区域の変更について準用する。</p> <p>(特定事業の見通し)</p> <p>第十三条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、沖縄県知事にあつては関係市町村の長に、関係市町村の長にあつては沖縄県知事に協議して、特定駐留軍用地について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設又は土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業であつて、当該特定駐留軍用地の返還後の跡地においてその実施を予定し、かつ、その実施に必要な当該特定駐留軍用地内の土地の先行取得を早期に行つこ</p>	<p>するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。</p> <p>5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定駐留軍用地の区域を変更するものとする。</p> <p>6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地の全部又は一部の区域がアメリカ合衆国から返還された場合には、直ちに、その指定を解除し、又はその区域を変更するものとする。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、第五項の規定による特定駐留軍用地の区域の変更について準用する。</p> <p>(特定事業の見通し)</p> <p>第十一条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、沖縄県知事にあつては関係市町村の長に、関係市町村の長にあつては沖縄県知事に協議して、特定駐留軍用地について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設又は土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業であつて、当該特定駐留軍用地の返還後の跡地においてその実施を予定し、かつ、その実施に必要な当該特定駐留軍用地内の土地の先行取得を早期に行つこ</p>	<p>(新設)</p>
---	---	-------------

<p>とがその跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するもの（以下「特定事業」という。）の見通し（以下単に「特定事業の見通し」という。）を定めることができる。</p> <p>2 特定事業の見通しにおいては、当該特定事業の種類及び当該特定事業の用に供する土地の面積を示すものとする。</p> <p>3 特定事業の見通しは、当該特定駐留軍用地について総合整備計画が定められている場合には、当該総合整備計画との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>4 沖縄県知事又は関係市町村の長は、特定事業の見通しを定めたときは、これを公表するものとする。</p> <p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務等）</p> <p>第十四条 特定駐留軍用地（特定事業の見通しが定められていないものを除く。次条第一項において同じ。）内の土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する土地が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p>	<p>とがその跡地の円滑な利用の促進に資するもの（以下「特定事業」という。）の見通し（以下単に「特定事業の見通し」という。）を定めることができる。</p> <p>2 特定事業の見通しにおいては、当該特定事業の種類及び当該特定事業の用に供する土地の面積を示すものとする。</p> <p>3 特定事業の見通しは、当該特定駐留軍用地について総合整備計画が定められている場合には、当該総合整備計画との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>4 沖縄県知事又は関係市町村の長は、特定事業の見通しを定めたときは、これを公表するものとする。</p> <p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務等）</p> <p>第十二条 特定駐留軍用地（特定事業の見通しが定められていないものを除く。次条第一項において同じ。）内の土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する土地が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p>
<p>（新設）</p>	

<p>3</p> <p>一 国若しくは地方公共団体等（沖縄県、関係市町村及び沖縄県又は関係市町村が単独で、又は共同して設立した土地開発公社をいう。以下この章において同じ。）に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき。</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき。</p> <p>三 前項の規定による届出に係るものであって、第十七条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。</p> <p>四 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであるとき。</p> <p>五 国土利用計画法第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同法第二十七条の四第一項（同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出を要するものであるとき。</p> <p>六 その面積が政令で定める規模未満のものであるとき。</p> <p>国土利用計画法第二十七条の四第一項の規</p>	<p>一 国若しくは地方公共団体等（沖縄県、関係市町村及び沖縄県又は関係市町村が単独で、又は共同して設立した土地開発公社をいう。以下同じ。）に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき。</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき。</p> <p>三 前項の規定による届出に係るものであって、第十五条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。</p> <p>四 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであるとき。</p> <p>五 国土利用計画法第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同法第二十七条の四第一項（同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出を要するものであるとき。</p> <p>六 その面積が政令で定める規模未満のものであるとき。</p> <p>3 国土利用計画法第二十七条の四第一項の規</p>	
--	---	--

定による届出は、**第十六条、第十七条**(同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項(同法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合を除く。)、**第十八条及び第三十二条第三号**(同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者を除く。))の規定の適用については、**第一項の規定による届出とみなす。**

4 公有地の拡大の推進に関する法律**第四条第一項及び第三項の規定は、第一項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。**

(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等)

第十五条 特定駐留軍用地内の土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、**第十七条**に規定

定による届出は、**第十四条、第十五条**(同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項(同法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合を除く。)、**第十六条及び第三十二条第三号**(同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者を除く。))の規定の適用については、**第一項の規定による届出とみなす。**

4 公有地の拡大の推進に関する法律**第四条第一項及び第三項の規定は、第一項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。**

(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等)

第十三条 特定駐留軍用地内の土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、**第十五条**に規定

(新設)

<p>3 公有地の拡大の推進に関する法律第五条第一項の規定は、第一項に規定する土地の地方公共団体等による買取りを希望する者については、適用しない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、届出等のあった日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。</p>	<p>（土地の買取りの協議）</p> <p>第十六条 関係市町村の長は、第十四条第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による申出（以下この条及び次条において「届出等」という。）があつた場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買取り取することを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しない。</p>	<p>する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しない。</p> <p>3 公有地の拡大の推進に関する法律第五条第一項の規定は、第一項に規定する土地の地方公共団体等による買取りを希望する者については、適用しない。</p> <p>（土地の買取りの協議）</p> <p>第十四条 関係市町村の長は、第十二条第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による申出（以下この条及び次条において「届出等」という。）があつた場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買取り取することを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しない。</p>
<p>2 関係市町村の長は、前項の規定により定められた地方公共団体等が当該土地の買取りの協議を行う旨を、その買取りの目的となる特定事業を示して、当該届出等をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定による通知は、届出等のあった日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。</p>	<p>（土地の買取りの協議）</p> <p>第十四条 関係市町村の長は、第十二条第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による申出（以下この条及び次条において「届出等」という。）があつた場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買取り取することを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しない。</p>	<p>する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しない。</p> <p>3 公有地の拡大の推進に関する法律第五条第一項の規定は、第一項に規定する土地の地方公共団体等による買取りを希望する者については、適用しない。</p> <p>（土地の買取りの協議）</p> <p>第十四条 関係市町村の長は、第十二条第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による申出（以下この条及び次条において「届出等」という。）があつた場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買取り取することを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しない。</p>
<p>（新設）</p>		

<p>4 関係市町村の長は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。</p> <p>6 第二項の規定による通知については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。</p> <p>（土地の譲渡の制限）</p> <p>第十七条 第十四条第一項又は第十五条第一項に規定する土地に係る届出等をした者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。</p> <p>一 前条第二項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた日から起算して三週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時）</p> <p>二 前条第四項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた時</p> <p>三 前条第三項に規定する期間内に同条第二項又は第四項の規定による通知がなかつた場合 当該届出等をした日から起算</p>	<p>4 関係市町村の長は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。</p> <p>6 第二項の規定による通知については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。</p> <p>（土地の譲渡の制限）</p> <p>第十五条 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する土地に係る届出等をした者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。</p> <p>一 前条第二項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた日から起算して三週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時）</p> <p>二 前条第四項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた時</p> <p>三 前条第三項に規定する期間内に同条第二項又は第四項の規定による通知がなかつた場合 当該届出等をした日から起算して三</p>
<p>（新設）</p>	

して三週間を経過する日

(土地の管理)

第十八条 第十六条第一項の規定による手続により買い取られた土地は、同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供されなければならない。

2 第十六条第一項の規定による手続により買い取られ、かつ、アメリカ合衆国からその返還を受けた日の翌日から起算して三年を経過した土地であつて、総合整備計画の策定又は変更、当該特定事業の変更又は廃止その他の事由によつて、将来にわたり同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するものとして政令で定める公共の用に供する施設に関する事業の用に供されなければならない。

第四章 総合整備計画等

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第十九条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならぬ。

(市町村総合整備計画)

第二十条 関係市町村の長は、前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされ

週間を経過する日

(土地の管理)

第十四条第一項の規定による手続により買い取られた土地は、同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供されなければならない。

2 第十四条第一項の規定による手続により買い取られ、かつ、アメリカ合衆国からその返還を受けた日の翌日から起算して三年を経過した土地であつて、総合整備計画の策定又は変更、当該特定事業の変更又は廃止その他の事由によつて、将来にわたり同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、駐留軍用地跡地の利用の促進に資するものとして政令で定める公共の用に供する施設に関する事業の用に供されなければならない。

第四章 総合整備計画等

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第十七条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならぬ。

(市町村総合整備計画)

第十八条 関係市町村の長は、前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされ

(新設)

(新設)

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用

<p>4 (略)</p> <p>3 沖縄県知事は、<u>県総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを公表するよう努めるとともに、<u>内閣総理大臣に報告し</u>、かつ、<u>関係市町村の長に通知しなければならぬ</u>。</p>	<p>2 沖縄県知事は、前項の<u>県総合整備計画</u>(以下単に「<u>県総合整備計画</u>」という。)を定めようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>関係市町村の長の意見を聴かなければならぬ</u>。この場合において、<u>関係市町村の長は</u>、意見を述べようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならぬ</u>。</p>	<p>5 関係市町村の長は、<u>市町村総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを公表するよう努めるとともに、<u>沖縄県知事に報告しなければならぬ</u>。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、<u>市町村総合整備計画の変更について準用する</u>。 (<u>県総合整備計画</u>) 第二十一条 沖縄県知事は、<u>第十九条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは</u>、<u>おおむね前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる</u>。</p>
<p>4 (略)</p> <p>3 沖縄県知事は、<u>県総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを公表するよう努めるとともに、<u>内閣総理大臣に報告し</u>、かつ、<u>関係市町村の長に通知しなければならぬ</u>。</p>	<p>2 沖縄県知事は、前項の<u>県総合整備計画</u>(以下単に「<u>県総合整備計画</u>」という。)を定めようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>関係市町村の長の意見を聴かなければならぬ</u>。この場合において、<u>関係市町村の長は</u>、意見を述べようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならぬ</u>。</p>	<p>5 関係市町村の長は、<u>市町村総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを公表するよう努めるとともに、<u>沖縄県知事に報告しなければならぬ</u>。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、<u>市町村総合整備計画の変更について準用する</u>。 (<u>県総合整備計画</u>) 第十九条 沖縄県知事は、<u>第十七条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは</u>、<u>おおむね前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる</u>。</p>
<p>4 (略)</p> <p>3 沖縄県知事は、<u>県総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを<u>内閣総理大臣に報告するとともに</u>、<u>公表しなければならぬ</u>。</p>	<p>2 沖縄県知事は、<u>県総合整備計画</u>を定めようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>関係市町村の長の意見を聴かなければならぬ</u>。この場合において、<u>関係市町村の長は</u>、意見を述べようとするときは、<u>あらかじめ</u>、<u>県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならぬ</u>。</p>	<p>4 関係市町村の長は、<u>市町村総合整備計画</u>を定めたとときは、<u>遅滞なく</u>、これを<u>沖縄県知事に報告するとともに</u>、<u>公表しなければならぬ</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前三項の規定は、<u>市町村総合整備計画の変更について準用する</u>。 (<u>県総合整備計画</u>) 第十一条 沖縄県知事は、<u>合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは</u>、<u>前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる</u>。</p>

第二十二條 (略)

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十三條 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用推進のための措置)

第二十四條 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(第二十九条第一項において単に「土地区画整理事業」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第二十五條 国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下この条において「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十

第二十條 (略)

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十一條 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第二十二條 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(第二十七条第一項において単に「土地区画整理事業」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(同下)

第十二條 (略)

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十三條 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十四條 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の活用)

第十五條 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

三年法律第七十三号) 第二条に規定する国有財産をいう。) を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第五章 拠点返還地の指定等

(削る)

第五章 特定跡地及び大規模跡地の指定等

(特定跡地の指定)

第二十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件に該当する駐留軍用地跡地を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第二十七条第一項に規定する基準日(第四号において単に「基準日」という。)までに行うものとする。

一 当該駐留軍用地跡地について総合整備計画が定められていること。

二 前号の総合整備計画に基づく計画的な開発整備が沖縄県の振興に資すると認められるものであること。

三 その面積が政令で定める規模以上であること。

四 基準日の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされていること。

2 | 内閣総理大臣は、特定跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、か

(新設)

<p>(拠点返還地の指定)</p> <p>第二十六条 内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次に掲げる土地の区域を拠点返還地として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。</p>	
<p>(大規模跡地の指定)</p> <p>第二十五条 内閣総理大臣は、市街地としての計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であつて、沖縄県の振興の拠点となること認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件</p>	<p>つ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、当該駐留軍用地跡地について第二十九条第一項の駐留軍用地跡地利用協議会が組織されている場合には当該駐留軍用地跡地利用協議会の意見を、当該駐留軍用地跡地について同項の駐留軍用地跡地利用協議会が組織されていない場合には沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、特定跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。</p> <p>5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定跡地の区域を変更するものとする。</p> <p>6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地の区域の変更について準用する。</p>
<p>(新設)</p>	

<p>一 返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設（次号において「公共公益施設」という。）の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域</p> <p>二 返還後において前号に掲げる土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うことにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘクタール以上である一団の土地に限る。）の区域</p> <p>2 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p>	<p>に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の規定による大規模跡地の指定があつたときは、県総合整備計画を定めるよう努めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による指定があつた大規模跡地について定められる県総合整備計画は、次条第一項に規定する国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による大規模跡地の指定について準用する。</p>	
---	---	--

<p>5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。</p> <p>6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。</p> <p>(国の取組方針の策定)</p> <p>第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。</p> <p>3 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 拠点返還地の整備の方針に関する事項</p> <p>二 拠点返還地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項</p> <p>三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項</p> <p>四 産業の振興に関する事項</p> <p>五 その他拠点返還地の整備に関し必要な事項</p>	<p>らない。</p>	<p>(国の取組方針)</p> <p>第二十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下この条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。</p>
<p>2 国の取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 大規模跡地の整備の方針に関する事項</p> <p>二 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項</p> <p>三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項</p> <p>四 産業の振興に関する事項</p> <p>五 その他大規模跡地の整備に関し必要な事項</p>	<p>(新設)</p>	

<p>項</p> <p>4 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、拠点返還地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。</p> <p>8 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。</p> <p>(国の取組方針と県総合整備計画との関係)</p> <p>第二十八条 拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならず。</p> <p>第六章 特定給付金の支給</p> <p>第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等(当該駐留軍用地</p>	<p>項</p> <p>3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。</p> <p>7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。</p>
<p>第六章 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給</p> <p>(特定跡地給付金の支給)</p> <p>第二十七条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等(特定跡地の所有者等をいう。以下</p>	<p>(新設)</p>

<p>跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して三年を経過した日（以下この項及び第三項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする。</p> <p>3 第一項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二</p>	<p>この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、引渡日の翌日から起算して三年を経過した日（第三項において「基準日」という。）から特定跡地給付金を支給するものとする。</p>
<p>2 前項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とする。</p> <p>3 第一項の特定跡地給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七</p>	

<p>条に規定する補償金)の一日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間)の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第一項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数(当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に千円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定給付金の額は、千円を限度とする。</p> <p>5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第一項の特定給付金の支給の手續その他の必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、基準日から当該特定跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間)の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、一の特定跡地所有者等について支給する第一項の特定跡地給付金の額は、当該特定跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数(当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に千円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の特定跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定跡地給付金の額は、千円を限度とする。</p> <p>5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の特定跡地所有者等とみなす。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第一項の特定跡地給付金の支給の手續その他の必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(大規模跡地給付金の支給)</p> <p>第二十八条 国は、大規模跡地(県総合整備計画が定められているものに限る。以下この条において同じ。)の円滑な利用を促進し、当該県総合整備計画に基づく市街地としての計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地</p>
<p>(新設)</p>	

<p>第七章 雑則</p> <p>(駐留軍用地跡地利用推進協議会)</p> <p>第三十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十条の特命担当大臣、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織</p>	
<p>第七章 雑則</p> <p>(駐留軍用地跡地利用協議会)</p> <p>第二十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第三項第十八号から第二十二号までに掲げる事務又は同法附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務を掌理するもの、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定</p>	<p>の所有者等をいう。以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が、当該土地が引き渡された日(以下この項において「引渡日」という。)の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、基準日(引渡日の翌日から起算して三年を経過した日をいう。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項の大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、大規模跡地における土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とする。</p> <p>3 前条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定による大規模跡地給付金の支給について準用する。</p>
<p>(新設)</p>	

<p>することができる。</p> <p>2 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 協議会は、協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>4 協議会において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 協議会の庶務は、内閣府において処理する。</p> <p>6 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>第三十一条 (略) 第三十二条 (略)</p> <p>第八章 罰則</p>	<p>する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、駐留軍用地跡地ごとに、当該駐留軍用地跡地の利用の促進に関する国と地方公共団体との役割分担その他当該駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関し必要な事項について協議するため、駐留軍用地跡地利用協議会（以下この条において「跡地利用協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 跡地利用協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 跡地利用協議会において協議が調った事項については、跡地利用協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 跡地利用協議会の庶務は、内閣府において処理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、跡地利用協議会の運営に関し必要な事項は、跡地利用協議会が定める。</p> <p>第三十条 (略) 第三十一条 (略)</p> <p>第八章 罰則</p>	<p>第三十六条 (略) 第三十七条 (略)</p>
--	--	--------------------------------

<p>4 附則第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十六条第一項の規定による手続</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に支給が開始された次の各号に掲げる給付金については、当該各号に定める規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>一 第十条第一項の給付金 同条</p> <p>二 第二十九条第一項の特定給付金 同条</p> <p>(削る)</p>	<p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十四条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者</p> <p>二 第十四条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者</p> <p>三 第十七条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>
<p>4 第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十四条第一項の規定による手続によ</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に支給が開始された次の各号に掲げる給付金については、当該各号に定める規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>一 第九条第一項の給付金 同条</p> <p>二 第二十七条第一項の特定跡地給付金 同条</p> <p>三 第二十八条第一項の大規模跡地給付金 同条</p>	<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者</p> <p>二 第十二条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者</p> <p>三 第十五条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>
<p>4 (沖縄開発庁設置法の一部改正) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(防衛庁設置法の一部改正)</p>	<p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給が開始された第八条第一項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>

<p>により買い取られた土地については、第十八条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>り買い取られた土地については、第十六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>	
--	--	--